

新領域法学（藤本）

法律学は社会生活上のさまざまな領域の問題とかかわっている。法律学は、その体系性を一方で維持しつつ、こうした新しい領域を扱うための枠組みと方法を構築してきている。このような新たな対象と学際的な方法をもって確立しつつある新領域には、法と心理学、法と経済学、環境法、ジェンダーと法、立法学、サイバー法、法情報学などがあるが、もちろんこれらに限られるものではない。このような新領域を学ぶ意義は二つある。ひとつは、その新しい対象領域についての知見を得ることである。伝統的な法律問題では正面から問題とされなかった領域がいかにして法律学の課題となりうるのかを、対象領域の専門的知見を得ることで知ることができる。いま一つは、方法論の側面での学際化である。伝統的な法解釈学の方法を踏まえつつ隣接領域の方法論を学ぶことで、反射的に法律学方法論の特性の理解も深まる。このようにして、法律学の立場から総合的に現代社会が直面する問題にアプローチすることができるのである。